

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県及び長野県小県郡青木村

2 構造改革特別区域の名称

青木村都市農村交流特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県小県郡青木村の全域

4 構造改革特別区域の特性

青木村は、長野県の東部、上田市から西方約 12Km に位置し、東西約 8 Km、南北約 10.4Km に広がっており、村の面積の約 8 割は山林で、農用地は約 1 割となっている。段丘傾斜地が多く、平坦地は少ない複雑な地形をなしており、標高 500～850m に 12 の集落が散在している。

青木村の産業は農業が主であり、米、菌茸類（しいたけ、えのき、まいたけ、エリンギ）、果樹（りんご、ぶどう、うめ）、花卉（トルコギキョウ等）が中心となっている。

本県における遊休農地の状況は、農業従事者の減少と高齢化が進むなかで、平成 7 年から平成 12 年までの 5 年間に 1,359ha 増加（増加率 114%）し、平成 12 年度末現在で 10,907ha となり、全国で 3 番目と高くなっている。

青木村においても遊休農地が増加し、平成 12 年度末現在で面積は 78ha、全経営耕地面積に占める割合は 20.9% を占め、県平均の 10.9% を 10 ポイントも超える状況となっている。

遊休農地の増加は、雑草の繁茂、病虫害の発生や有害鳥獣の温床となることなどにより、近隣農地へ悪影響を及ぼし、農地の集団的利用の阻害要因となるなど、農業経営の現場で様々な問題を巻き起こしている。

また、農村地域から活力を奪い、食糧の安定供給や国土保全の観点からも大きな懸念材料となり、その発生防止と解消・有効活用は緊急の課題となって

いる。

今後においても農業従事者の高齢化や兼業化等を要因として、より一層遊休農地の増加が見込まれることから、本県では、「2010年長野県農業長期ビジョン」を策定し、遊休農地の再整備を進め、担い手農業者への利用集積による農地の有効利用を図るよう努めている。

また、新たな取り組みとして、平成14年度に都道府県に先駆けて「遊休農地解消月間」を設定するとともに、集落に出向き、遊休農地解消のためのプランづくりや補助金による遊休農地の利活用を図るなど、率先して遊休農地の解消に努めているところである。

しかしながら、年間を通し解消された面積は、14ha（平成14年度実績）となっており、既存の措置だけでは、遊休農地解消には限界が生じている。

本県農業従事者のうち65歳以上の割合（平成12年度末現在）が57.4%となっていることから、今後、農業従事者のリタイアに伴い、遊休農地が増加していくものと予想される。

青木村においても同様の傾向であり、農業従事者のうち65歳以上の割合（平成12年度末現在）が59.3%となっており、今後、総人口が減り高齢者が増える中、担い手の減少に伴い遊休農地が一層増加し、農業の継続が不可能となる地域の発生が懸念されている。

農業従事者の高齢化や兼業化により、今後、担い手が減少する中、地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るために、遊休農地の解消は大きな課題であるが、担い手への利用集積だけでは限界があり、都市住民の活用や新規就農者の確保など多様な担い手の新たな参入による農地の保全と有効活用を図っていくことが重要である。

青木村には国宝大法寺三重塔をはじめ文化遺産が多く、また、田沢・沓掛温泉、山間部ではリフレッシュパークあおき、スカイスポーツパラグライダー等の施設も整備されており、健康的・文化的なリゾート地を目指している。

農業面では、きのこ栽培の普及とともに、観光と結びついて花き栽培も行われており、特に梅漬「みかえり漬」も都市部へのふるさと便として評判である。

5 構造改革特別区域計画の意義

青木村において、今後、遊休農地の増加が一層懸念される中で、構造改革特別区域法第23条の特例措置の適用により、市民農園の開設主体を地方公共

団体や農業協同組合以外に拡大し、村内に散在する遊休農地等を市民農園として都市住民等に貸し付けることにより、都市農村交流による農地の有効活用が図られる。

市民農園整備促進法や特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園の開設には農地の一定規模の集積や休憩施設等の施設整備が必要となるなど地方公共団体や農業協同組合による開設だけでは管理能力、資金等の面で限界があるが、特定事業の導入により民間の活力を活用した農地の有効活用が可能となる。

また、きめ細かな営農指導や地域特産物であるそばの刈り取りツアー、農園のPRを兼ねたそば祭り等の交流イベントを通じて、都市住民等が村内住民とのふれあいを深め、農業への理解を高めるとともに地域の活性化や当村における新規就農者の確保につなげることができる。

この事業の成果は、単に遊休農地の解消だけではなく、交流を通じた地域の活性化や新規就農者の確保を図ることが期待でき、今後の遊休農地対策の手法として、全国的な波及が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 構造改革特別区域法第23条の特例措置を適用した特定事業の導入により、遊休農地や耕作者が高齢であって遊休化の恐れのある農地について、市民農園の開設など多様な利活用の拡大を図り、都市農村交流による地域活性化を促進する。

また、地域特産物であるそばの栽培を行い、そばの刈り取りツアー、そば打ち体験教室等のイベントを通じた地域住民と都市住民等との交流を図る。

なお、本計画の推進にあたっては、順次特区内遊休農地などに拡大していくこととし、市民農園の開設以外に都市住民（市民農園利用者など）との協働による景観作目やそば等の栽培により遊休農地の有効活用を図る。

(2) 市民農園における農業生産体験を通じて、農業への理解や農業生産に対する意欲を高めることにより、近隣の遊休農地を活用したホビータン的な農業者や新規就農者の確保を目指す。

(3) 市民農園による都市農村交流の実施と成功により、長野県農業開発公社以外の新たな実施主体（NPO法人、集落等）の参入を目指す。

なお、本計画の推進による成果については、これを積極的に普及啓発することで、計画区域を拡大し、特区外の他地域への拡大を積極的に図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 都市住民等との交流促進

市民農園の開設等により、地域住民と都市住民等との交流による地域づくりが図られる。当市民農園開設による都市農村交流人口の増加は、年間1,050人と見込まれる。

また、青木村では地域特産農産物としてのそば等の産地化を進めており、都市農村交流を通じた中で、そば打ち体験教室や村産業祭への参加も含め、市民農園を通じた「青木村」の情報発信が図られるとともに、地域の活性化が見込まれる。

・交流人口増加

1,050人増加：1区画(1世帯)3.5人×年間6回×50区画

(2) 新規就農者の確保

市民農園における農業生産体験を通じて、農業への理解や農業生産に対する意欲を高めることにより、ホビータイプな農業者や新規就農者の確保が図られる。

・新規就農者

5年間で2名の確保を図る。

(3) 農地の多面的機能の維持等

市民農園の開設などで遊休農地の解消を促進することにより、雑草や雑木の繁茂や病虫害発生を抑制するとともに、保水などの農地の持つさまざまな機能を確保し、洪水や土砂崩れといった災害の発生を抑制する。

・遊休農地解消面積

地域内の遊休農地(田、畑)35haのうち2.4ha(5年後の見込み)の解消が図られる。

8 特定事業の名称

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

事業の推進にあたり、県及び村の役割を踏まえながら積極的に次の事業展開を図る。

遊休農地総合対策事業

遊休農地の再生と活用を推進するため、遊休農地の実態把握や遊休農地活用計画を策定するとともに、農地の再生活用のための土地条件整備等を行い、優良農地の確保を図るための助成を行う。

農地保有合理化促進事業

農用地の売買、賃借等の業務に要する経費に対する助成、農用地等の買い入れ及び小作料前払いに要する借入金に対する利子助成を行う。

市民農園と共催で行う体験教室（そば打ち教室・炭焼き体験等）を通じ、近隣市町村、都市との交流を一層深める。

(別紙)

1 特定事業の名称

1002

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長野県農業開発公社、その他地方公共団体及び農業協同組合以外の者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

当初、長野県農業開発公社が事業実施し、以後、市民農園を開設しようとする新たな農業者等の参入を図る。

(2) 事業が行われる区域

青木村の全域

(3) 事業の実施期間

通年

(4) その他の内容

当初は長野県農業開発公社が0.43haの市民農園を開設する。

その後、新たな農業者等の参入により、5年間に2.4haの市民農園の開設を目指す。

また、市民農園の開設にあたっては、都市住民等を対象に借り受け希望者の募集及び説明会を開催し、開設に向けた準備を推進する。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、遊休農地の増加が深刻な状況の中、特定農地貸付事業(市民農園の開設)は、遊休農地の有効活用と農地の多面的機能の維持等を図る上で有効と考える。

青木村においては、遊休農地(田、畑)は平成7年には31haであったが、平成12年には35haと11%増加している。

また、農業従事者のうち65歳以上の割合は、平成7年には58.0%であったが、平成12年には59.3%と高齢化が進んでいる。

遊休農地や効率的利用を図る必要のある農地が相当程度あり、その増加が深刻な課題となっており、担い手も減少している。

そこで、当該規制の特例措置を受けようとする農業者等が特定農地貸付を実施することで、遊休農地の活用による農地の多面的機能の維持や地域外の住民との交流により地域の活性化が図られることなど、農地の有効活用モデルが実証され、全国の中山間地域への波及が期待されることから、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。